

## 地域貢献活動休暇制度整備促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域貢献活動休暇制度を整備し、当該休暇の取得促進に取り組む企業等を公表することにより、企業等の地域貢献活動休暇制度の整備を促進し、従業員が地域貢献活動に参加しやすい環境づくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 企業のほか、個人事業主、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、又は別表第3の「協同組合等」に該当するものをいう。
- (2) 各種地域団体 町内会・自治会、社会福祉協議会、防犯組合、自主防災会、公衆衛生推進協議会、子ども会、地域活動連絡協議会、青少年健全育成連絡協議会、体育協会、PTA、母子寡婦福祉会、女性会、老人クラブなど、一定の地域における住民自治又は地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体をいう。
- (3) 地域貢献活動 各種地域団体の運営援助又は各種地域団体が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動、子育て支援活動、高齢者・障害者支援活動など、地域課題を解決する活動への従事等をいう。
- (4) 地域貢献活動休暇 従業員等が地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇をいう。ただし、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇は除く。

### (対象企業等)

第3条 本制度は、次の各号に該当する企業等を対象とする。

- (1) 広島市内（以下「市内」という。）で事業を営む企業等
  - (2) 法人の場合は市内に本店又は支店・営業所等の事業所があること。個人事業主の場合は市内に事業所等があること。
  - (3) 市税を滞納していないこと。
  - (4) その他市長が適当であると認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象とならないものとする。
- (1) 各種法令に違反している又はそのおそれのある企業等
  - (2) 公序良俗に反する活動を行う又はそのおそれのある企業等
  - (3) 政治活動、宗教活動を行うことを目的とした企業等
  - (4) 暴力団員等（広島市暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等）と関係を有している企業等
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する営業を行っている企業等

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の企業等
- (7) 広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している団体
- (8) その他市長が適当でないと認める企業等

（公表基準）

第4条 企業等が次のいずれかの取組を行った場合に、市のホームページに公表するものとし、その基準については別表1のとおりとする。

- (1) 地域貢献活動休暇制度を新たに整備し、地域貢献活動休暇を取得できる従業員等（以下「従業員等」という。）に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、当該休暇の取得促進に取り組むこと。
- (2) 既存の地域貢献活動休暇制度について、従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、地域貢献活動休暇の取得促進に取り組むこと。

（申請方法）

第5条 この事業による公表を希望する企業等（以下「申請企業等」という。）は、地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は本店等が企業等として行うものとする。ただし、本店等が企業等として申請を行わない場合には市内の支店・営業所等の事業所単位でも申請を行うことができる。

（審査）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等により、公表基準に適合するか審査するものとする。

- 2 前条第1項の規定による申請を本店等が企業等として行った場合は、支店・営業所等の事業所を含めて公表基準に適合しているか審査するものとする。
- 3 市長は、申請企業等に対し、申請内容に関する説明又は意見を求めることができるものとする。
- 4 市長は、申請企業等に対し、必要な資料等の提出を求めることができるものとする。

（公表の決定）

第7条 市長は、前条の規定による審査の結果、公表を決定した場合には、公表を決定した企業等（以下「公表企業等」という。）に対し、地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、公表企業等の名称等について市のホームページに公表するものとする。

- 2 前項の公表企業等の名称等については、第5条第2項の申請があった企業等又は支店・営業所等の事業所の名称等とする。
- 3 市長は、前条の規定による審査の結果、公表しないことを決定した場合には、申請企業等に、地域貢献活動休暇制度整備促進事業不公表通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(公表内容の変更)

第8条 公表企業等は、企業等名、所在地等に変更があったときは、速やかに地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表内容変更届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

(公表の中止)

第9条 公表企業等は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表中止届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条に規定する対象企業等でなくなったとき。
- (2) 地域貢献活動休暇制度を廃止したとき。
- (3) 公表の中止を希望するとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、公表を中止するものとする。

3 市長は、前項の規定により公表を中止したときは、地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表中止通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

(公表の決定の取消し)

第10条 市長は、公表企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、公表の決定を取り消すことができる。

- (1) 倒産、解散等の事由により公表企業等が存在していないことが判明したとき。
- (2) 第3条に規定する対象企業等でなくなった、又は地域貢献活動休暇制度を廃止したにもかかわらず、第9条の届出がないとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により公表の決定を受けたと判明したとき。
- (4) 要綱の遵守を怠ったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により公表の決定を取り消したときは、地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表取消通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

3 公表の決定を取り消された企業等は、公表の決定を取り消された年度においては、再度公表の申請を行うことはできない。

(公表期間)

第11条 公表の期間は、申請日の属する年度の翌年度3月31日までとする。

(継続申請)

第12条 公表の継続を希望する企業等は、地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表継続申請書（様式第9号）に別表2に掲げる書類を添えて、公表期間終了の日の3か月前までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する継続手続には、第5条から第7条の規定を準用する。

3 継続申請について公表を決定した場合の公表期間は、前条の規定にかかわらず、継続申請の日の属する年度の翌々年度3月31日までとする。

(委任規定)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画総務局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行日から起算して1年を経過する日までの間は、別表1中「申請の日前1年以内」とあるのは、「令和4年8月15日以降」とする。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

公表基準	第 4 条第 1 項第 1 号	第 4 条第 1 項第 2 号
対象活動	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 地域貢献活動休暇制度<sup>注</sup>を新たに整備し、就業規則その他社内規定に定めたこと。</p> <p>(2) 従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、地域貢献活動休暇の取得促進に取り組むこと。</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 就業規則その他社内規定に地域貢献活動休暇制度<sup>注</sup>の定めがあること。</p> <p>(2) 従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、地域貢献活動休暇の取得促進に取り組むこと。</p>
個別要件	<p>1 上記(1)は、申請の日前 1 年以内に地域貢献活動休暇制度を整備したこと。</p> <p>2 上記(2)の基準は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 従業員等に周知する内容が次に掲げるものを含んでいること。</p> <p>ア 地域貢献活動休暇制度の内容(対象者、適用条件等を含む。)</p> <p>イ 取得可能日数</p> <p>(2) 申請の日前 1 年以内に周知を 1 回以上行っていること。</p>	<p>上記(2)の基準は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 従業員等に周知する内容が次に掲げるものを含んでいること。</p> <p>ア 地域貢献活動休暇制度の内容(対象者、適用条件等を含む。)</p> <p>イ 取得可能日数</p> <p>(2) 申請の日前 1 年以内に周知を 1 回以上行っていること。</p>

注 地域貢献活動だけでなくその他のボランティア活動等を行う場合にも取得できる休暇(年次有給休暇を除く。)についても、当該休暇が地域貢献活動を行う場合に取得できるものであれば該当するものとする。

別表 2 (第 5 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項関係)

第 4 条第 1 項第 1 号	第 4 条第 1 項第 2 号又は第 1 2 条第 1 項
<p>(1) 誓約書兼同意書 (様式第 2 号)</p> <p>(2) 地域貢献活動休暇制度を整備していることが分かる就業規則等の写し<sup>注</sup>(就業規則の作成義務がなく、作成していない企業等については労働条件通知書の写し等)</p> <p>(3) 就業規則 (変更) 届の控え (労働基準監督署の受付印があるものに限る) 又は、就業規則の作成義務がなく、作成していない場合は労働条件変更通知書等</p> <p>(4) 従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知したことが分かるもの</p> <p>ア 社内掲示で周知した場合 掲示した写真</p> <p>イ メール、イントラネットで周知した場合 画面の写し等</p> <p>ウ 回覧、資料配付で周知した場合 回覧、資料配付した資料</p> <p>エ 説明会で周知した場合 実施日時、内容等説明会を実施したことが分かる資料</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 誓約書兼同意書 (様式第 2 号)</p> <p>(2) 地域貢献活動休暇制度を整備していることが分かる就業規則等の写し (就業規則の作成義務がなく、作成していない企業等については労働条件通知書の写し等)</p> <p>(3) 従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知したことが分かるもの</p> <p>ア 社内掲示で周知した場合 掲示した写真</p> <p>イ メール、イントラネットで周知した場合 画面の写し等</p> <p>ウ 回覧、資料配付で周知した場合 回覧、資料配付した資料</p> <p>エ 説明会で周知した場合 実施日時、内容等説明会を実施したことが分かる資料</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>

注 本店等が企業等として申請を行う場合は、支店・営業所等の事業所と地域貢献活動休暇制度に関する規定が同一である場合に限り、本店等の就業規則のみの提出でよいものとする。